

オ 現在の対応

生活排水対策重点地域に指定された市は、生活排水処理施設整備構想に基づき、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進しています。

県と湾奥3市、住民団体、事業者団体で組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会は、研修会や水生生物による水質調査等の活動を通じ、各種環境保全活動を進めています。

② 下水道の整備

ア 下水道の概要

下水道は、市街地における雨水の排除や家庭、工場等から排出される汚水を排除し、処理するための施設であり、河川、湖沼、海域等公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、不可欠な根幹的施設となっています。

イ 事業の現況

(ア) 公共下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

本県の公共下水道事業は、現在、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、奄美市、南九州市、大崎町、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町の12市5町で処理を開始しています。

平成24年度末における県全体の普及率（人口）は40.3%であり、全国平均の76.3%を下回っており、今後とも引き続き整備促進に努める必要があります。

（表3-76-①）

(イ) 都市下水路

都市下水路は、公共下水道認可区域外の主として市街地における雨水排除を目的とした下水道施設です。本県では、平成24年度までに12市6町32箇所（延長約44km）を計画決定しており、そのうち延長約34kmが整備済みとなっています。

ウ 流域別下水道整備総合計画

下水道では、環境基本法に基づく水質環境基準が定められた公共用水域について、当該水質環境基準を維持達成するため、各流域ごとに下水道整備に関する総合的な基本計画として、流域別下水道整備総合計画を都道府県が策定することとなっています。

本計画は、当該流域における下水道計画の基本方針を明らかにし、下水道計画区域や根幹的施設の配置、能力及び事業の実施順位等を定めるもので、個々の下水道計画の上位計画として位置付けられ、今後事業を進める上での基本計画となるものです。

本県では、昭和50年度から計画策定のための調査を実施し、平成15年度に鹿児島湾（旧：鹿児島湾奥）、平成17年度に川内川、平成21年度に八代海の計画が策定されています。

エ 生活排水処理施設整備構想

市街地、農山漁村等を含めた県全域における生活排水処理施設の計画的、効率的な整備のための構想を市町村が作成する原案をもとに調整し、取りまとめたもので、今後の生活排水処理施設整備事業の長期的な指針となるものです。

③ その他の生活排水処理施設の整備

ア 地域し尿処理施設（コミュニティプラント）

計画処理人口が101人以上3万人未満の水洗便所のし尿と生活排水を併せて処理する施設の整備事業で、平成24年度末現在、薩摩川内市（永利ホープタウン、鹿島町）、始良市（加治木団地）、鹿児島市（ガーデンヒルズ松陽台）で整備されています。

（表3-76-②）

イ 農業集落排水処理施設

農村集落からの生活排水等による農業用排水の水質汚濁防止、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善を目的としています。

本県では平成24年度末現在、鹿屋市、出水市、薩摩川内市、日置市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町、与論町の10市11町2村の55地区で供用が開始されており、平成25年度は、出水市、奄美市、大和村、知名町の2市1町1村の6地区で整備が進められます。

（表3-76-③）

ウ 漁業集落排水処理施設

漁港及び周辺水域の水質悪化の防止及び漁村集落における生活環境の改善を目的として漁業集落環境整備事業等により整備を行っています。

本県では平成22年度末現在、汐見漁港（長島町）、幣串漁港（長島町）、戸崎漁港（いちき串木野市）、野間池漁港（南さつま市）、坊泊漁港（坊地区）（南さつま市）、平田漁港（宇検村）、片野浦漁港（薩摩川内市）、平良漁港（薩摩川内市）、境漁港（垂水市）、名音漁港（大和村）、三船漁港（長島町）の4市1町2村の11地区で供用が開始されており、平成24年度は、坊泊漁港（坊泊地区）（南さつま市）、手打漁港（薩摩川内市）の2市の2地区で整備が進められています。（表3-76-④）

表3-76-① 生活排水処理施設の整備状況（公共下水道）

（平成25年3月末現在）

NO	市 町 村	都市計画 決定年度	事業着工 年 度	供用開始 年 度	計画処理 人口(人)	処 理 人口 (人)
1	鹿 児 島 市	昭和32年度	昭和27年度	昭和30年度	496,000	476,800
2	枕 崎 市	昭和49年度	昭和50年度	昭和58年度	14,830	13,540
3	奄 美 市	昭和51年度	昭和51年度	昭和58年度	35,100	35,279
4	指 宿 市	昭和53年度	昭和53年度	昭和60年度	12,500	11,557
5	出 水 市	昭和54年度	昭和54年度	昭和61年度	24,660	23,727
6	鹿 屋 市	昭和55年度	昭和55年度	昭和63年度	24,700	17,137
7	いちき串木野市	昭和61年度	昭和61年度	平成4年度	11,060	11,193
8	日 置 市	昭和52年度	昭和52年度	昭和62年度	19,500	16,779
9	霧 島 市	平成元年度	平成元年度	平成7年度	35,600	34,176
10	和 泊 町	平成5年度	平成5年度	平成10年度	3,000	2,876
11	知 名 町	平成5年度	平成6年度	平成11年度	2,940	2,612
12	南 九 州 市	昭和51年度	平成8年度	平成12年度	4,000	3,973
13	大 崎 町	平成8年度	平成8年度	平成14年度	4,450	3,285
14	薩 摩 川 内 市	平成7年度	平成7年度	平成15年度	9,630	8,807
15	曾 於 市	平成9年度	平成9年度	平成15年度	4,660	4,550
16	喜 界 町	平成11年度	平成11年度	平成16年度	3,660	3,349
17	徳 之 島 町	平成17年度	平成17年度	平成21年度	3,150	2,425
18	霧島市（牧園町）	平成5年度	平成6年度	平成9年度	2,670	1,935
19	出水市（高尾野町）	—	平成5年度	平成11年度	9,980	9,110
20	薩摩川内市（上甕町）	—	平成8年度	平成12年度	760	577
21	奄美市（笠利町）	—	平成8年度	平成13年度	1,400	1,143
	17(12市5町)			17(12市5町)	724,250	684,830

※ : 特定環境保全公共下水道

出水市高尾野町，薩摩川内市上甕町，奄美市笠利町は都市計画区域未決定

表3-76-② 生活排水処理施設の整備状況（地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)）

（平成25年3月末現在）

NO	市町村名	着工年度	供用開始年度	計画処理人口(人)	処理人口(人)
1	始良市（加治木団地）	昭和56年度	昭和57年度	2,333	2,039
2	薩摩川内市（鹿島町）	昭和58年度	昭和61年度	1,100	460
3	薩摩川内市（永利ホープタウン）	平成2年度	平成3年度	1,232	923
4	鹿児島市（ガーデンヒルズ松陽台）	平成14年度	平成16年度	2,400	1,244
	3市			7,065	4,666

表3-76-③ 生活排水処理施設の整備状況(農業集落排水処理施設) (平成25年3月末現在)

区分	N O	事業名	市町村名	地区名	着工年度	供用開始年度	計画処理人口(人) (定住人口)	処理人口(人) (定住人口)
本 土	1	集排	伊佐市	菱刈中央	昭和60年度	平成元年度	1,490	970
	2	〃	南さつま市	大浦中部	昭和61年度	平成元年度	660	553
	3	〃	薩摩川内市	祁答院中央	昭和62年度	平成4年度	910	791
	4	〃	出水市	野田中央	平成元年度	平成5年度	3,633	3,144
	5	〃	志布志市	野井倉	平成3年度	平成7年度	1,106	629
	6	〃	出水市	青木	平成5年度	平成7年度	315	255
	7	〃	南大隅町	伊座敷	平成3年度	平成8年度	1,448	792
	8	〃	南九州市	川辺東部	平成4年度	平成8年度	1,144	877
	9	〃	鹿屋市	百引	平成4年度	平成8年度	1,085	865
	10	〃	さつま町	宮之城東部	平成4年度	平成8年度	1,317	1,212
	11	〃	長島町	鷹巣	平成4年度	平成10年度	1,195	1,053
	12	〃	薩摩川内市	大馬越	平成5年度	平成9年度	378	252
	13	〃	志布志市	松山	平成5年度	平成9年度	1,477	1,180
	14	〃	出水市	上特手	平成6年度	平成9年度	137	87
	15	〃	志布志市	通井	平成6年度	平成10年度	2,363	2,269
	16	〃	出水市	餅山	平成7年度	平成10年度	391	254
	17	〃	伊佐市	菱刈北部	平成7年度	平成12年度	2,131	2,165
	18	〃	日置市	永吉	平成8年度	平成12年度	825	530
	19	〃	錦江町	麓	平成9年度	平成13年度	895	712
	20	〃	薩摩川内市	城上	平成9年度	平成13年度	958	683
	21	〃	始良市	山田	平成10年度	平成14年度	1,424	1,026
	22	〃	出水市	江内中央	平成10年度	平成14年度	1,158	874
	23	〃	薩摩川内市	入来中部	平成10年度	平成15年度	606	356
	24	〃	志布志市	蓬原	平成11年度	平成14年度	1,512	1,438
	25	〃	伊佐市	平出水	平成12年度	平成16年度	479	394
	26	村交	南九州市	垂水	平成14年度	平成17年度	304	281
		小計	13市町	26地区		26地区(13市町)	29,341	23,642
離 島 ・ 奄 美	1	集排	屋久島町	原	平成8年度	平成13年度	466	471
	2	集排統合	薩摩川内市	里	平成13年度	平成17年度	1,535	1,268
	3	モデル	奄美市	名瀬	昭和62年度	平成3年度	810	485
	4	ミニ	与論町	赤佐	昭和63年度	平成7年度	1,031	1,018
	5	〃	宇検村	宇検中央	平成5年度	平成10年度	916	788
	6	集排	奄美市	根瀬	平成7年度	平成9年度	269	179
	7	ミニ	宇検村	芦検	平成7年度	平成11年度	358	274
	8	集排	和泊町	和泊東部	平成7年度	平成11年度	1,160	945
	9	〃	喜界町	荒	平成8年度	平成13年度	694	538
	10	〃	知名町	田皆	平成8年度	平成12年度	987	622
	11	〃	和泊町	和泊北部	平成9年度	平成13年度	578	525
	12	〃	奄美市	芦良	平成9年度	平成12年度	263	268
	13	〃	奄美市	用	平成9年度	平成12年度	168	133
	14	〃	瀬戸内町	阿木名	平成9年度	平成13年度	745	530
	15	〃	宇検村	田検	平成9年度	平成13年度	165	150
	16	〃	喜界町	城久	平成9年度	平成13年度	130	91
	17	〃	奄美市	名瀬	平成10年度	平成14年度	119	101
	18	〃	和泊町	和泊中部	平成10年度	平成14年度	870	733
	19	〃	喜界町	志戸桶	平成11年度	平成14年度	960	752
	20	〃	徳之島町	下久志	平成11年度	平成15年度	211	170
	21	〃	和泊町	和泊仁嶺	平成11年度	平成14年度	448	374
	22	〃	和泊町	城	平成12年度	平成15年度	1,125	986
	23	〃	奄美市	山間	平成12年度	平成16年度	308	200
	24	〃	奄美市	知名瀬	平成12年度	平成15年度	412	374
	25	〃	知名町	下平川	平成13年度	平成18年度	1,934	1,323
	26	村交	奄美市	大川	平成15年度	平成20年度	671	579
	27	〃	奄美市	宇宿	平成15年度	平成20年度	775	657
	28	〃	大和村	西部	平成16年度	平成19年度	404	299
	29	〃	知名町	住吉	平成18年度	平成23年度	936	933
	30	農山漁村	奄美市	屋仁	平成20年度	平成25年度(予定)	240	0
	31	〃	大和村	東部	平成23年度	平成30年度(予定)	980	0
	32	〃	大和村	中部	平成24年度	平成29年度(予定)	320	0
		小計	10(11)市町村	32地区		29地区(11市町村)	20,986	15,766
		合計	23市町村	58地区		55地区(23市町村)	50,327	39,408

※ 事業名 集排 : 農業集落排水事業, 集排統合 : 農業集落排水統合補助事業
 村交 : 村づくり交付金, 農山漁村 : 農山漁村地域整備交付金
 モデル : 農村総合整備モデル事業, ミニ : 農村基盤総合整備事業

表3-76-④ 生活排水処理施設の整備状況(漁業集落排水処理施設)

(平成25年3月末現在)

	事業名	市町村名	地区名	着工年度	供用開始年度	計画人口(人)	供用人口(人)	
1	漁環	長島町	汐見	平成4年度	平成8年度	143	100	
2	〃	長島町	幣串	平成4年度	平成13年度	386	238	
3	〃	いちき串木野市	戸崎	平成5年度	平成16年度	423	337	
4	〃	甬さつま市	野間池	平成5年度	平成12年度	633	464	
5	〃	甬さつま市	坊	平成5年度	平成10年度	1,150	672	
6	〃	垂水市	境	平成8年度	平成19年度	1,400	762	
7	漁総	大和村	名音	平成6年度	平成19年度	400	210	
8	〃	宇検村	平田	平成6年度	平成12年度	250	177	
9	〃	薩摩川内市	片野浦	平成9年度	平成15年度	260	158	
10	漁環	薩摩川内市	平良	平成13年度	平成16年度	400	278	
11	〃	長島町	三船	平成14年度	平成22年度	185	150	
12	〃	甬さつま市	坊泊	平成17年度	平成26年度	560	-	
13	〃	薩摩川内市	手打	平成19年度	平成25年度	882	-	
	合計	7市町村	(13地区)	供用	7市町村	(11地区)	7,072	3,550

※ 漁環は漁業集落環境整備事業で、漁総は漁村づくり総合整備事業で漁業集落排水施設を整備するもの。

④ 合併処理浄化槽の整備

ア 設置状況

浄化槽法が改定され、平成13年4月1日からは単独処理浄化槽は設置できなくなりました。合併処理浄化槽については、公共下水道や農業集落排水施設などと並ぶ有効な生活排水処理施設として位置付けられています。

県では、合併処理浄化槽の設置者に対し助成を行っている市町村に対する補助事業を平成元年度から開始し、市町村が浄化槽を設置する場合に当該市町村に対して助成する事業を平成17年度から実施しており、合併処理浄化槽の整備促進に努めていますが、設置されている浄化槽の約半数は依然として単独処理浄化槽となっています。

これまでの設置基数は表3-77のとおりです。

イ 補助事業による整備状況

下水道と同等の処理性能(放流水質:BOD 20mg/L以下)を有する合併処理浄化槽の普及促進を図るため、国庫補助事業の合併処理浄化槽設置整備事業が昭和62年度に創設され、また、県費補助事業の合併処理浄化槽整備促進事業を平成元年度に創設しています。この事業によるこれまでの整備基数は表3-78のとおりです。

表3-77 設置基数の推移

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
累積 浄化槽	254,554	259,204	266,969	271,732	271,080	275,348	271,500	269,255	267,244	269,608
合併 処理 浄化槽 基数	92,102	99,657	108,761	116,852	126,191	133,417	139,947	146,473	152,724	160,054
浄化槽 %	36.2	38.4	40.7	43.0	46.6	48.5	51.5	54.4	57.1	59.4
新設 浄化槽	9,997	9,373	9,140	8,764	8,666	8,290	7,639	7,501	7,391	7,652

※平成13年度以降は単独処理浄化槽の設置は禁止

表3-78 整備基数の推移

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
国 庫	市町村数	90	74	47	47	43	42	41	40	40	39
	整備基数	8,354	7,740	7,863	7,340	7,478	6,912	6,380	5,879	5,386	5,467
県 費	市町村数	86	71	47	47	43	42	41	40	40	39
	整備基数	7,997	7,837	7,777	7,213	7,405	6,905	6,361	5,865	5,379	5,467

(6) 土壌汚染対策

改正土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止に伴う跡地利用の確認や3,000㎡以上の土地の形質変更の届出の審査及び土壌汚染状況調査の命令・報告に係る審査・調査等を実施するとともに、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を適正に講じるよう指導しています。

また、良好な土壌環境を保全するため、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正管理及び肥料・農薬の適正使用を促進するとともに、必要な場合は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく措置を講じます。

3 鹿児島湾ブルー計画の推進

公共用水域とりわけ閉鎖性水域の水質保全を図るため、法令に基づく諸対策はもとより、法令が適用されない小規模の汚濁発生源や生活排水等を含めた総合的な対策を講ずるための水質環境管理計画を策定し、その推進に努めています。

鹿児島湾については、平成17年3月に策定した「第4期鹿児島湾水質環境管理計画(第4期鹿児島湾ブルー計画、計画期間：平成17年度から平成26年度まで)」に基づき、関係機関と連携して各種環境保全対策を進めています。

(1) 鹿児島湾の水質の状況

鹿児島湾の良好な水質を保全するために、COD・窒素・りんについて水質保全目標を設定しています。

湾奥部、湾中央部を代表する基準点3及び基準点13の調査地点の水質の状況は次のとおりです。

(図3-26, 図3-27, 図3-28, 図3-29)

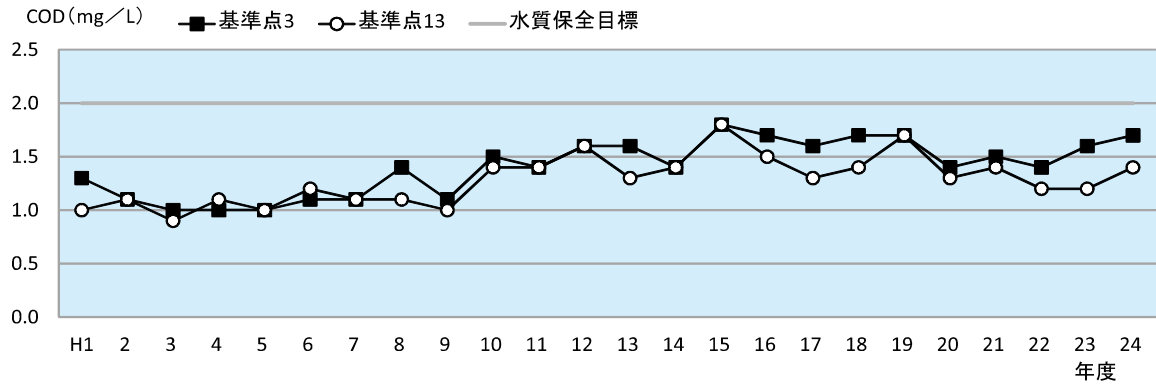
図3-26 鹿児島湾の基準点



① COD

湾奥部, 湾央部とも水質保全目標値(2mg/L)以下であり, 横ばいで推移しています。

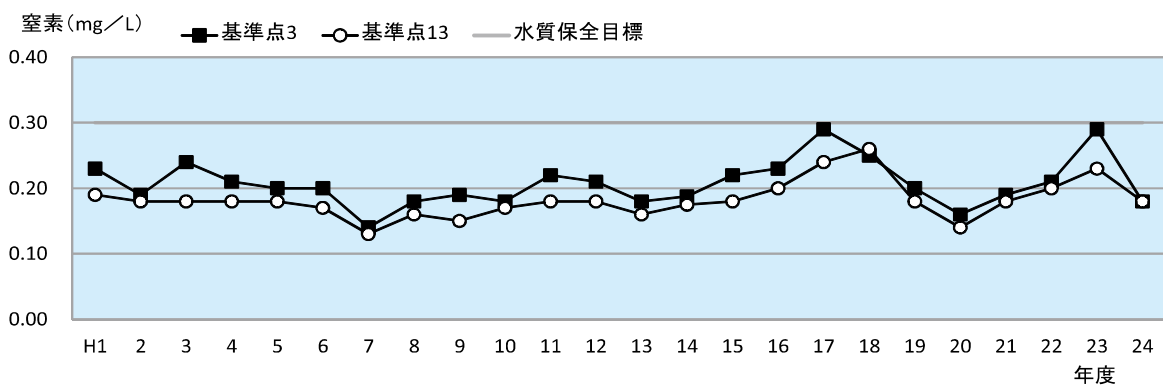
図3-27 COD(75%値)の推移



② 窒素

湾奥部, 湾央部とも水質保全目標値(0.3mg/L)以下であり, 横ばいで推移しています。

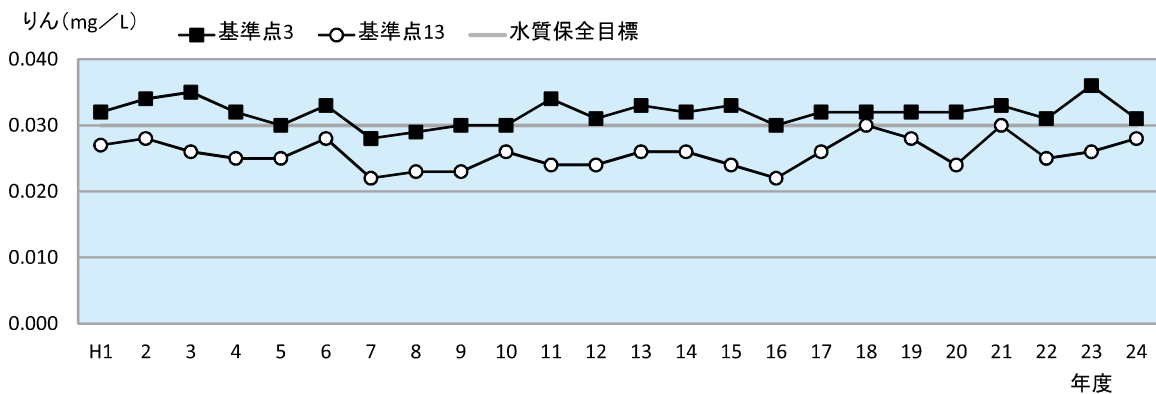
図3-28 窒素濃度(年平均値)の推移



③ リン

湾央部は, 水質保全目標値(0.03mg/L)以下で横ばいで推移していますが, 湾奥部は水質保全目標値前後で推移しています。

図3-29 リン濃度(年平均値)の推移



(2) 第4期鹿児島湾ブルー計画の概要

① 趣旨

第4期計画は、これまで推進してきた第1期～第3期計画を発展的に継承するものであり、「鹿児島県環境基本計画」で示されている「循環」、「共生」、「参加」型社会の構築により、環境への負荷の少ない経済社会を目指すという長期的な目標をも念頭においています。

また、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に掲げ、湾域の自然的・社会的特性に配慮した適正な環境利用が図られ、鹿児島湾の水質が将来にわたって良好に保たれるよう、「水質保全目標」と「水辺環境の保全管理目標」を設定しています。

特に、この計画では、引き続きCOD、窒素及びりんの水質保全目標を定め、富栄養化の未然防止を図るとともに、新たに海水浴場の水質目標を設定し、流域を含めたきめ細かな環境保全対策を講じて、鹿児島湾の水質環境管理をさらに推進することとしています。

② 性格

この計画は、鹿児島湾の水質汚濁の未然防止を中心とした良好な水質環境の保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理、水質保全のための住民参加など総合的かつ長期的な展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画です。

また、将来にわたって確保される鹿児島湾の環境保全目標を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示したものであり、各種の環境利用行為を適切に誘導するためのガイドラインです。

③ 対象地域

鹿児島湾域の集水域内にある6市2町（平成24年度末現在）とし、計画を円滑に進めるために自然的・社会的条件を考慮して対象地域を6ゾーンに区分します。

④ 計画の期間

平成17年度から平成26年度までです。

⑤ 環境保全目標

鹿児島湾の水質の保全及びそれと一体となった水辺環境の良好な保全管理を図ることを目標とし、次のとおりです。

ア 水質保全目標

この計画の水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準を目標としますが、特に水質汚濁の代表的な指標であるCOD並びに富栄養化*に密接な関わりがある窒素及びりんについて目標を定めています。（表3-79）

表3-79 水質保全目標

項目	水質保全目標
COD	2 mg/L以下
窒素	0.3 mg/L以下
りん	0.03 mg/L以下

※ 閉鎖的な水域など停滞しやすい水域に、窒素やりんなどの栄養塩類が流入してその濃度が増加することをいいます。富栄養化が進行するとプランクトンなどが増え、水質の悪化や悪臭、水産資源や利水への悪影響を引き起こします。赤潮発生の要因とされています。

イ 水辺環境の保全管理目標

海水浴、潮干狩り、磯遊びなど県民に親しまれている利用性の高い海岸や水質浄化機能の高い海浜などが良好な状況で保全管理されていることを目的とし、海水浴場については、目標を定めています。（表3-80）

表3-80 海水浴場の水質目標

項目	水質目標
ふん便性大腸菌群数	100個/100 mL以下
油膜の有無	油膜が認められない
COD	2 mg/L以下
透明度	全透（1m以上）

⑥ 負荷総量と汚濁負荷量の削減

ア 負荷総量

水質の目標を維持達成するために、海域への流入が許容される人為的な汚濁物質の量を「負荷総量」として、CODについてゾーンごとに定めています。

なお、CODの負荷総量は、各種の環境保全対策を進める上で一応の目安となるものであり、海況等の変動要因に配慮し、安全を考え低いレベルに設定しています。(図3-30)

イ 汚濁負荷量の削減

CODについては、おおむね水質保全目標を維持していますが、負荷総量を超えているゾーンについては、さらに環境保全対策を推進して汚濁負荷量の削減に努めます。

窒素については、水質保全目標を達成しているものの、富栄養化の未然防止の観点から汚濁負荷量の増加を抑制するよう努めます。

りんについては、湾中央部では水質保全目標を維持しているものの、湾奥部では目標値前後で推移しています。りんの場合は、海域における挙動が複雑で削減汚濁負荷量の設定が困難であることから、積極的な環境保全対策を実施し、汚濁負荷の削減に努めます。(表3-81)

図3-30 ゾーン区分

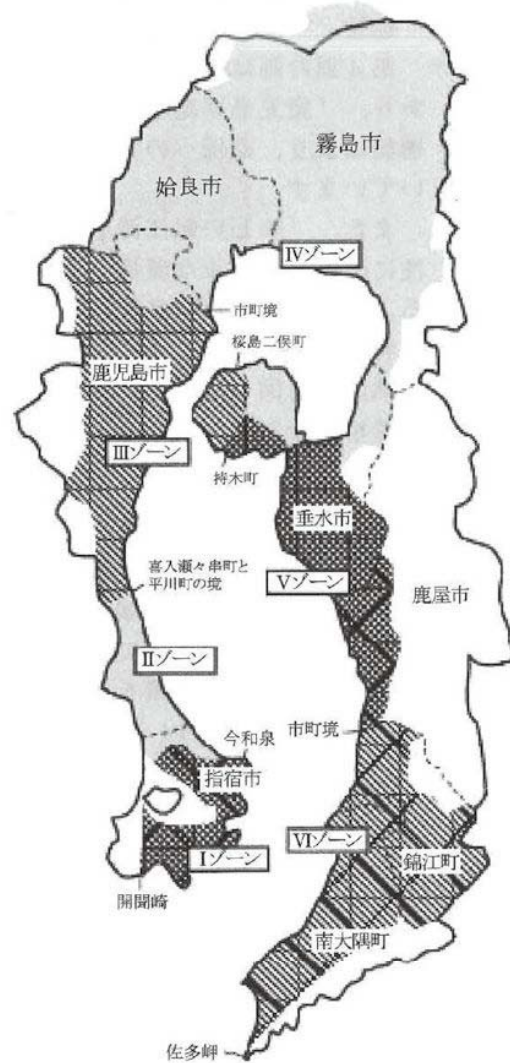


表3-81 CODの負荷総量と人為汚濁負荷量 (t/日)

ゾーン	負荷総量	S50年度	S55年度	S59年度	H元年度	H4年度	H9年度	H14年度
I	3.2	1.6	1.9	1.8	2.3	2.4	2.0	1.9
II	1.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
III	4.9	10.7	7.1	6.4	5.7	5.5	5.0	3.5
IV	4.0	3.6	4.8	5.6	5.9	7.5	5.8	5.6
V	1.7	1.9	2.4	2.8	4.5	3.8	3.9	3.9
VI	1.1	0.2	0.5	0.7	1.2	1.4	1.9	2.0
合計	16.1	18.3	17.0	17.6	19.9	20.9	18.9	17.3
超過分	—	2.2	0.9	1.5	3.8	4.8	2.8	1.2

備考： は、負荷総量超過を示す。

⑦ 排出汚濁負荷量の推移

生活系、事業場系、畜産系、水産系、農林系の排出汚濁負荷量の推移は図3-31、33、35のとおりです。

ア COD

CODの排出汚濁負荷量は、鹿児島湾ブルー計画策定当初（第1期計画策定：昭和54年5月）は漸増傾向でしたが、平成4年度以降は減少傾向に転じ、平成19年度は28.5t/日となっています。これは、湾域における下水道整備の進展により、生活系からの排出汚濁負荷量が大幅に削減されたことが大きな要因と考えられます。

発生源別排出汚濁負荷量の割合は、水産系が最も高く平成19年度では全体の36%です。次いで生活系と農林系となっています。

また、第4期鹿児島湾ブルー計画の最終年度である平成26年度の排出汚濁負荷量は、社会、経済活動の進展等を勘案して推算すると、27.3t/日となっています。

(図3-31、図3-32)

図3-31 CODの排出汚濁負荷量の推移

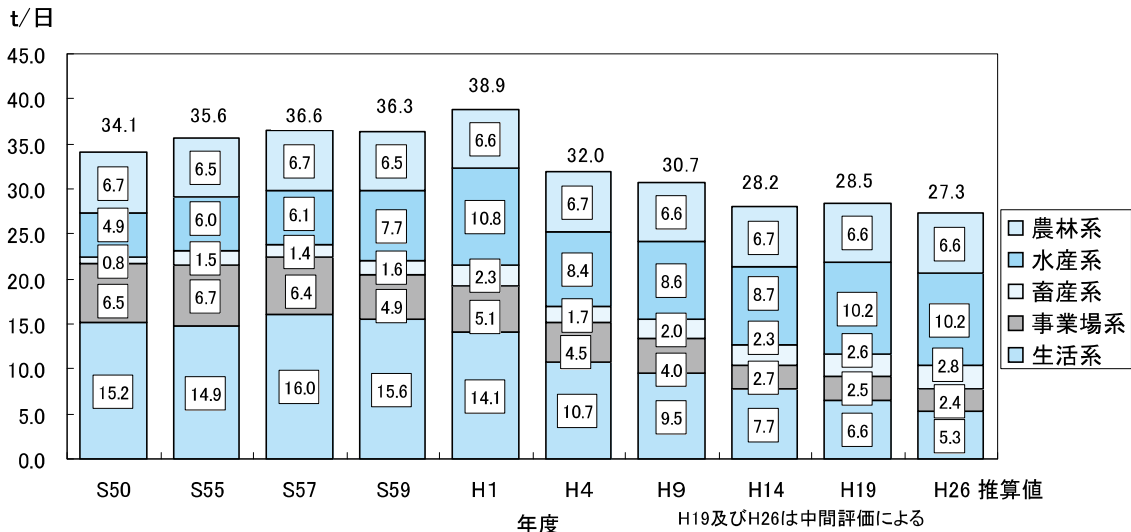
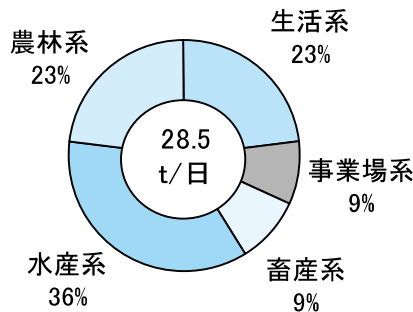


図3-32 CODの発生源別排出汚濁負荷量の割合（平成19年度）



イ 窒素

窒素の排出汚濁負荷量は、調査開始(昭和59年)以降漸増傾向にありましたが、平成9年度以降はほぼ横ばいで推移し、平成19年度は21.3t/日となっています。

発生源別排出汚濁負荷量の割合は、水産系が最も高く平成19年度は全体の51%です。次いで生活系、畜産系、農林系となっています。

また、第4期鹿児島湾ブルー計画の最終年度である平成26年度の排出汚濁負荷量は、社会、経済活動の進展等を勘案して推算すると、21.8 t/日となっています。

(図3-33, 図3-34)

図3-33 窒素の排出汚濁負荷量の推移

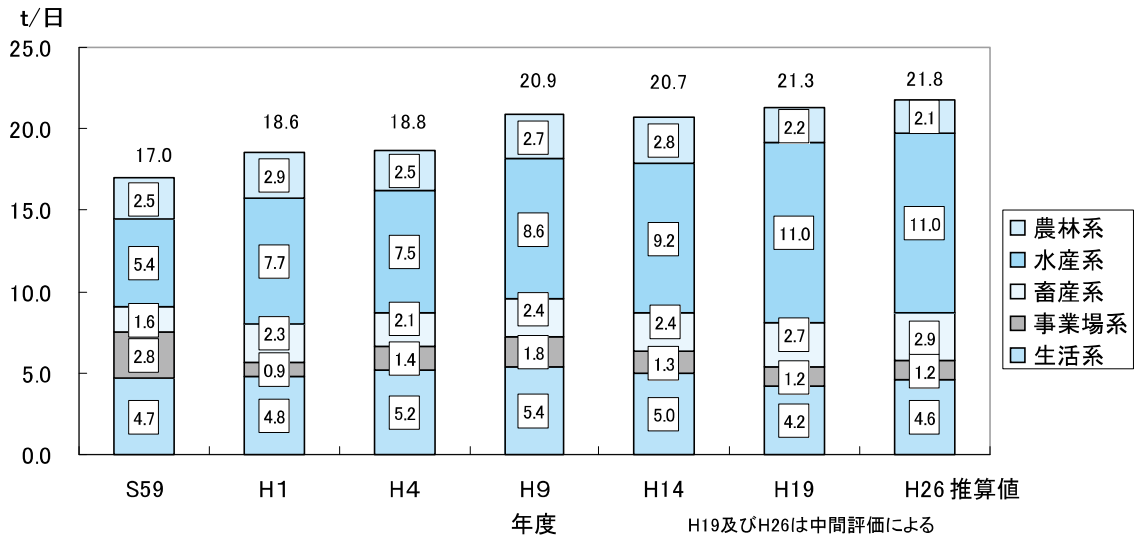
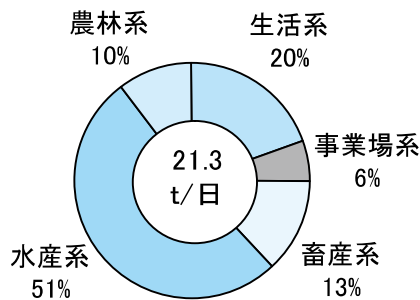


図3-34 窒素の発生源別排出汚濁負荷量の割合 (平成19年度)



ウ りん

りんの排出汚濁負荷量は、昭和50年代後半、無りん洗剤の普及により生活系からの排出汚濁負荷量が大幅に削減されたことから減少傾向にありましたが、昭和59年度以降、増加傾向に転じ、平成19年度は4.21 t/日となっています。これは、昭和59年度と比較して水産系と畜産系において、共に生産量の増加により汚濁負荷量が増えたことが考えられます。

発生源別排出汚濁負荷量の割合は、水産系と畜産系が高く、平成19年度はそれぞれ全体の58%、27%であり、両者を合わせると85%となっています。

また、第4期鹿児島湾ブルー計画の最終年度である平成26年度の排出汚濁負荷量は、社会、経済活動の進展等を勘案して推算すると、4.28 t/日となっています。

(図3-35, 図3-36)

図3-35 りんの排出汚濁負荷量の推移

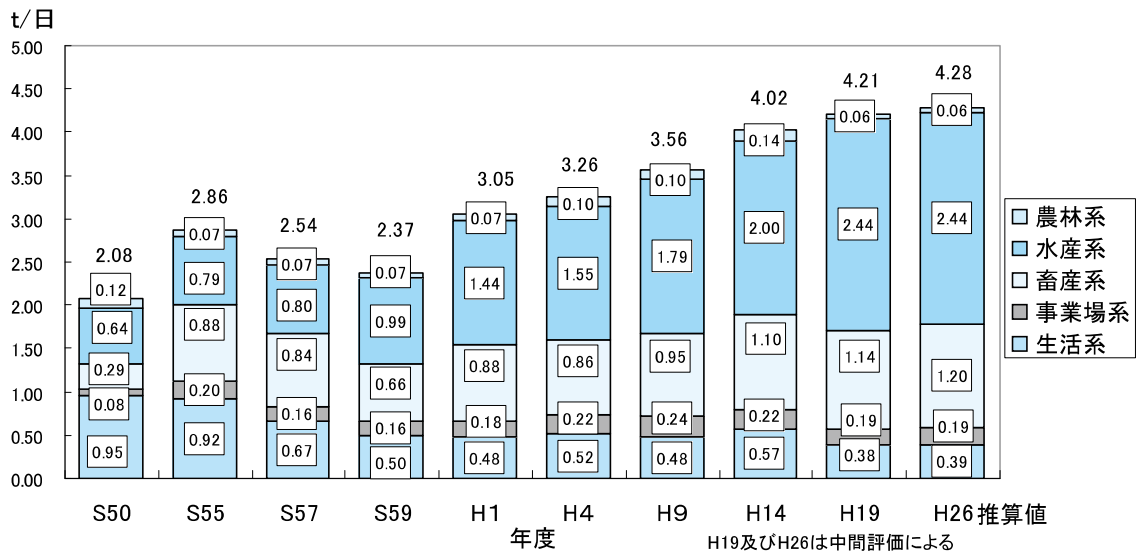
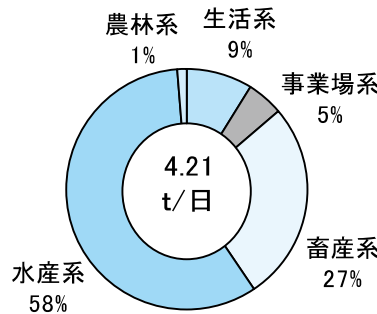


図3-36 りんの発生源別排出汚濁負荷量の割合（平成19年度）



⑧ 環境保全対策

鹿児島湾の水質保全目標を維持達成し、それと一体となった水辺環境の良好な保全管理を図り、また、湾流域における環境保全上健全な水循環系の確保も考慮した施策を展開するため、県、関係市町及び住民などがそれぞれの役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境保全対策に取り組む必要があります。

このため、工場・事業場、農林畜産業、水産養殖業、一般家庭などの汚濁発生源対策や環境保全に配慮した陸域・海域対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、水辺環境の良好な保全管理等に努めます。

ア 汚濁発生源対策

(ア) 生活排水対策

生活排水処理施設の整備や環境保全意識の啓発に努めます。

(イ) 工場・事業場排水対策

監視の強化や行政指導の徹底、指導指針に基づく排水処理等の指導に努めます。

(ウ) 農畜産業対策

家畜排せつ物等由来を原料とした良質たい肥の生産と利用促進、土壌診断による適正施肥を推進します。また、良質たい肥利用等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業者（エコファーマー）を育成するほか家

畜排せつ物のたい肥化施設等の整備促進に努めます。

(エ) 水産養殖業対策

「県魚類養殖指導指針」に基づき、これまで実施してきた放養密度や施設配置などの適正化、環境への負荷の少ない飼料や給餌方法への転換等の環境汚染防止対策等をさらに推進します。

(オ) その他汚濁発生源対策

公共用施設での透水性舗装，雨水貯留・浸透施設の導入，森林の適正管理及び治山砂防事業の推進に努めます。

イ 陸域・海域対策

環境に著しい影響を与えるおそれのある開発事業等については，事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し，低減するなど環境の保全についての配慮に努めます。

(ア) 自然公園等の保全

(イ) 森林の機能の向上

(ウ) 覆土・しゅんせつ等による底質の改善

(エ) 藻類養殖等による栄養塩類の低減

ウ 水辺環境の保全管理

海水浴や潮干狩り，磯遊びなどに活用されている海岸とその前面海域は，県民が自然と親しみ，健康づくりに適した場所であることから水質浄化機能の維持・向上，生態系の保全及び住民の利用等に十分配慮しながら適切な保全管理に努めます。

エ 県民や各種団体等による取組

街頭キャンペーン，研修会などの啓発活動を積極的に行い，県民・関係団体・NPO・事業者等の十分な理解と協力のもとに実践活動の促進に努めます。

(ア) 生活排水対策

(イ) ごみ・空き缶等投げ捨ての防止

(ウ) 釣り人等のマナー向上

(エ) 海岸清掃の実施

(オ) 川や海に親しむ運動

⑨ 計画の推進

第4期計画を効果的に推進するためには，県や市町などの行政機関をはじめ，事業者や住民等がこの計画の趣旨を理解し，一体的に取り組むことが重要です。そのためには，推進体制を整備し，円滑な運営を行うとともに，事業者及び住民等に対する意識啓発など積極的に取り組むこととします。また，定期的に水質環境や社会環境を把握するなど計画推進の進行管理を行います。

平成24年度は，地域水質環境管理計画推進本部のもとで，庁内関係各課が下水道整備をはじめ，生活排水，農畜産，魚類養殖等に係る水質保全対策の推進に向けて，取り組みました。

また，県民参加の鹿児島湾水質調査体験セミナーや環境研修会，鹿児島湾流入河川における水生生物による水質調査等を開催したほか，パンフレットやパネル展示による広報や各種協議会等を通じた環境保全活動の促進により水質保全に対する地域住民の意識啓発を図りました。